



鳥取県公報

平成14年 1月 8日(火)
第 7 3 4 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (2) (県民活動推進課)	1
	土地改良区の役員の退任 (3) (耕地課)	2
	土地改良事業の同意 (4) (〃)	2
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (5) (〃)	2
	開発行為に関する工事の完了 (6) (都市計画課)	2
公 告	歯科技工士試験の実施 (医務薬事課)	3
	平成13年度第 2 回鳥取県警察官採用試験 (大学卒業程度)の実施 (人事委員会事務局任用課)	4

告 示

鳥取県告示第 2 号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成14年 2月20日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成14年 1月 8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日
平成13年12月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人はあと&はんど
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
猪口 はるみ
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
八頭郡河原町大字佐貫771
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、福祉サービスを必要とする者に対して、福祉に関する事業を行い、地域に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年1月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 宇田川 義 徳 東伯郡北条町島641 - 3

平成13年11月15日退任

鳥取県告示第4号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（農村総合整備事業金屋谷地区区画整理）について、平成13年12月27日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成14年1月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第5号

岸本町が行う土地改良事業に係る上細見地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年1月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年1月9日から20日間

3 縦覧に供する場所

岸本町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第6号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成14年1月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成13年11月7日 鳥取県指令鳥土維第491号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
岩美郡国府町分上三丁目
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市南安長二丁目116 - 1
有限会社ビレックスホームズ
代表取締役 平田 慎二

公 告

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成14年1月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 試験期日
実地試験 平成14年3月10日（日）午前9時から
学説試験 平成14年3月11日（月）午前9時から
- 2 試験場所
鳥取市富安二丁目84 鳥取歯科技工専門学校
- 3 試験科目
実地試験 歯科技工実技
学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎^{がく}口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規
- 4 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
(1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成14年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
(2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成14年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
(3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
(4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの
- 5 受験願書の受付期間
平成14年2月1日（金）から同月12日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
なお、郵送の場合は、平成14年2月12日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。
- 6 受験願書の提出先
鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務薬事課

7 受験願書の添付書類

(1) 履歴書

(2) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書(卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成14年3月31日までに卒業証明書を提出すること。)

イ 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

ウ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

(3) 写真(手札形台紙付とし、出願前6月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面にシギの記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとす。)

8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、36,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表等

平成14年3月22日(金)正午に、合格者の受験番号及び合格基準を鳥取県庁本庁舎の1階掲示板に掲示するとともに、当該合格者には合格証書を交付する。

10 その他

(1) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県福祉保部医務薬事課において交付する。

(2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(3) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部医務薬事課(電話0857-26-7189)に照会すること。

職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、平成14年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成14年1月8日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成13年度第2回鳥取県警察官採用試験(大学卒業程度)

2 採用予定者数

5名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

警察に勤務する公安職給料表1級係員(巡査)の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額190,000円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和49年4月2日から昭和55年4月1日までに生まれた男性とする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験の期日

平成14年2月10日(日)

(2) 試験の場所

鳥取会場 鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220
 米子会場 鳥取県米子警察署会議室 米子市糀町一丁目151

(3) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式）とする。

なお、教養試験の出題分野は、社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈とし、専門試験の出題分野は、憲法、行政法、民法、刑法、商法、刑事訴訟法及び経済学とする。

7 第2次試験

(1) 試験の期日

平成14年2月28日（木）及び3月1日（金）

(2) 試験の場所

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46 - 5

(3) 試験種目

論文試験、面接試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検査項目	基 準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。
胸囲	78センチメートルであること。
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上であること。
色覚	正常であること。
聴力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障がないこと。

8 配点

区 分	配点	
第1次試験	教養試験	150点
	専門試験	150点
	合 計	300点
第2次試験	論文試験	200点
	面接試験	500点
	合 計	700点

9 合格者の決定方法

(1) 第1次試験合格者は、教養試験及び専門試験の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験及び専門試験については、その得点がそれぞれの配点の2割5分未満の場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格とする。

(2) 最終合格者は、第1次試験の得点にかかわらず、第2次試験の結果により決定する。

10 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成14年2月15日（金）にその受験番号を鳥取県庁本庁舎、第二庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等に掲示し、インターネットのホームページ（とりネット）に掲載するとともに、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成14年3月22日(金)にその受験番号を鳥取県庁本庁舎、第二庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等に掲示し、インターネットのホームページ(とりネット)に掲載するとともに、第2次試験を受験者全員に結果を書面で通知する。

11 最終合格者の採用方法

(1) 最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 採用は、平成14年4月1日の予定である。

12 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所中部県民局、西部総合事務所西部県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所及び大阪事務所並びに警察本部警務部警務課、各警察署、交番及び警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出又は郵送すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成14年1月15日(火)から同年2月1日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成14年2月1日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

13 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の規定により、開示を請求することができる。

14 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。